## 信州気候変動適応センター設置要綱

(設置)

第1条 気候変動適応法(平成30年法律第50号)第13条の規定により、気候変動に伴う農業、自然災害、生態系、健康等の各分野における県内への影響に対し、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の創出を支援し、もって地域特性に応じた気候変動適応を推進していくため、「信州気候変動適応センター」(以下「センター」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 センターは、センター長、副センター長及びセンター職員をもって組織する。
- 2 センター長は、環境部長をもって充てるものとし、センターを総括する。
- 3 副センター長は、環境保全研究所長及び気候変動担当部長をもって充てるものとし、 センター長の職務を助ける。
- 4 センター職員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。
  - (1) 環境保全研究所自然環境部の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者
  - (2) 環境政策課の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、センター長が必要と認める者

(業務)

- 第3条 センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 基盤情報の整備に関する業務
  - (2) 情報の発信に関する業務
  - (3) 適応策の創出支援に関する業務
  - (4) 適応策の計画的な取組とその進捗管理に関する業務

(事務局)

第4条 センターの事務局は、環境保全研究所自然環境部及び環境部環境政策課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。